メディア時評〈11月〉

山田　健太

ジャーナリストの仕事

資格で職能意識維持

イタリア　最大の脅威は命の危険

プロフェッショナルの仕事はカッコよくて憧れの対象だ。テレビ番組でも、その種の番組が人気を博している。その中には「資格」を有するものもあれば、いわゆるギルド（専門職能集団）を形成して、その技能を受け継いでいるものも少なくない。後者の典型例は歌舞伎や落語といった伝統芸能だ。前者には図書館司書や博物館学芸員があり、国家資格が付与され、その資格を持つ者の勤務が法制度上原則とされている。

ジャーナリスト（記者）はといえば、日本の場合、何ら資格もいらないし、専門的な教育を受ける必要もない。ジャーナリストを自称すれば、だれでも語れる肩書だし、なれる職業でもある。そうした〈自由度〉がもたらす、プラス・マイナスを考えてみたい。

記者は国家資格

同じG7国のイタリアでは、記者は国家資格だ。ジャーナリスト協会が、法に基づき資格者のリストを管理している。記者になりたい者は最初、報道機関で見習いとして職能を積み、18カ月経つと国家試験受験資格を得る。筆記と口頭の試験を通過すると晴れてリストに掲載されるという仕組みだ。

したがって、国家資格とはいうものの、個別に誰をジャーナリストにするかについて、国（政府）が直接関与することはない。さらにいえば、法によって決められた特定の職能についてアルボ（登記簿）と呼ばれる資格者リストが作成される仕組みで、記者職もその一つということだ。報道機関はそのリストから記者を雇用する義務はないものの、例えばイタリアを代表する新聞であるラ・レプブリカ紙では、編集局は全員、記者資格を持ったジャーナリストであるという。

ちなみにジャーナリストには2種類あって、一つが国家試験を通過した記者資格を持つ約3万人の「プロフェニスタ」で報道のみを業にしている者、もう一つが「プブリティスタ」で他の仕事もでき、約7万人いる。逆に言えば、前者の記者は例えば広告に出て収入を得ることはできない。なお、市民の表現の自由の発露として、リスト掲載者以外が新聞に寄稿したり放送番組に出演したりするのは自由である。

警察が保護

同協会はこの制度について、法制度であるがために硬直的で時代遅れの面も否定できないとしつつ、職能意識の維持に役立っているという。また外形的にジャーナリストであることが明確であることも大切であるとする。

イタリアの場合、記者の最大の脅威は命の危険である。マフィアや右翼からの襲撃が継続しており、イタリアでは過去に30人ほどが犠牲になっているほか、現在でも22人のジャーナリストが24時間、武装警官のボディーガード付きの生活を強いられているという。さらにそのほかにも、約250人が警察の保護下で生命を守られている現状がある。

ただし同国では、そうした直接的な身体的脅威は減少傾向にあるとされ、その代わりに増加しているのが恫喝（スラップ）訴訟だという。個人を狙い撃ちした高額の損害賠償訴訟を指し、記者活動に大きなプレッシャーを与えているようだ。国際ジャーナリスト団体や国際ペンのウェブサイト上でも、憂慮する記事が見られる。

イタリアも偶然、日本と同じく憲法21条で表現の自由を定めているが、刑事・民事の双方での名誉毀損訴訟といった司法的脅威の前に、憲法保障が無力化しているとの危機感がある。そうしたことも関連して、EU議会で審議中のメディア自由法に期待するものがあるようだ。

報道倫理綱領

もう一つの資格制度の効用が、報道倫理の側面だ。自分たちが表現の自由を守っているという意識を待たざるを得ないし、それが法の枠組みの中で求められていることになる。その裏返しとしては、虚偽や誇大な情報を流すことは許されないし、そうしたデマと闘っていく社会的責務を有することになる。

ジャーナリスト協会が制定する報道倫理綱領については、どちらのカテゴリーのジャーナリストも遵守が求められている。そして、綱領違反があった場合は除名（リストからの削除）措置がとられ、事実上、国内での記者の道は閉ざされることになる。

プロとアマの境界線が曖昧になり、結果としてジャーナリストへの信頼感が総体的に低下する状況は世界共通といわれている。だからこそ、社会的にもジャーナリスト自身にとっても、公共的な役割を自覚することは大切だ。そのための一つの方策として、職能を明確にすることは一定の効果が見込めそうだ。

閉鎖的な裁判所

11月2日は国連「ジャーナリストが殺されないための日」（ジャーナリストへの犯罪不処罰をなくす国際デー）だ。日本では命が狙われることは一般にないものの、政治家等からの恫喝訴訟は続いているし、何より政府・政治家にも司法界にもジャーナリストに対するリスペクトが感じられない。むしろメディア（の報道）を敵視するような判決も少なくない。

そうした背景には、報道によって司法総体あるいは裁判所や個別の法廷の権威が損なわれることに対する恐怖心や敵愾心があるように思えてならない。法廷撮影の全面禁止に始まり、開廷前後の法廷内での訴訟当事者への取材を一切認めないなど、日本の頑なな取材アクセス・ゼロ状況は、世界的にみて決して当たり前ではない。しかも、少し前までは認められていた裁判所敷地内での録画・録音・撮影も、いまは完全シャットアウトと状況は悪化している。

記者が傍聴席でパソコンを使用することも本土では一切禁止だし、多数が詰めかける事件でビデオリンクで傍聴席を増やす努力も全くする気配がない。こうした閉鎖性を当然視する裁判所の姿勢は、国連が憂える犯罪に目を瞑る司法に通じるものがある。

（専修大学教授・言論法）

（第2土曜日掲載）

◇　◇

本連載の過去の記事は本紙ウェブサイトや『愚かな風』『見張塔からずっと』（いずれも田畑書店）で読めます。

VENTOTTO NOMI UNA SOLA STORIA
OSSIGENO per l'informazione
伊ジャーナリスト協会に張られている過去の犠牲者が並ぶポスター

論壇インタビュー

ノンフィクション作家の保阪正康さんは昭和史をひもとき、戦争に関する思索を重ねてきた。太平洋戦争の終結から78年が過ぎ、記憶をどう継承していくの

確な戦争の記憶はない。だが何らかの形で戦争を体験し、生き残った人は、戦死者と「抱擁する」世代と語る。「生者と死者は決まっていたわけではなく、入れ替わっていたかもしれない。『もう二度と戦争は嫌だ』と死者の気持ちを伝えられる」

そして生存者の子どもたちは戦死者と「対話する」世代で、孫たちは「あいさ

を分析し、21世紀の現代においては「戦争論を戦争否定論に高める」ことが必要と論じた。

これまでの戦争論は19世紀プロイセンの軍人クラウゼビッツによるものが有名で、戦争は「政治の延

ナに恨みを残し、無限に消耗させられるゲリラ戦などに巻き込まれていくはず。20世紀までの戦争論では、21世紀の戦争はもう説明がつかなくなっている」

台湾を巡る米中の対立など、日本列島周辺の緊張も高まる。戦争を考える作業

新刊紹介

魅力語り尽くす

「アントニオ猪木とは何だったのか」

（入不二基義ら著）

不世出のプロレスラー・アントニオ猪木の死から1

う猪木の言葉に感化され、「いつでもどこでもどんな出版社の注文でも受ける」と宣言。15年ほどそれを続けたと述懐している。（集英社新書・924円）

絶望感漂う現場

「死者宅の清掃」（キム

を目の当たりにしながら、遺品などを通じて、こうした死を迎えなければならなかった背景を考える。

ある女性の家には心が疲れてしまった人向けの本ばかりが並んでいた。ある若者の家の玄関ドアには「電気供給制限の予告通知」が

田口宏

第10回ふ

全国各地の出版文化

進し、自費出版への関

高めることなどを目的

た第10回ふるさと自費

大賞（全国新聞社出版

会主催）が10月26日発

れ、田口宏昭さんの

「森國久と草の根民主

天草架橋と離島創生

けた不屈の生涯」（熊

ービス開発）に決まっ

琉

おばあの

おばあが笑う
顔に刻まれたシワ
一緒になって笑う
戦前戦後と
汗水流し苦労して
いつも笑顔を忘れ
一生懸命働いてき
特等賞のシワたち
おばあがあくびす
シワたちもほんわ
おばあと一緒にま
おばあのシワの中
苦労した分　ほの
静かにかくれんぼ
おばあと一緒に生

寸評

り、シ

寧な観察が面白い